

令和 8 年度
第 1 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和 8 年 8 月 6 日（木）

午後 2 時 00 分～3 時 00 分

場所：太子町庁舎議会棟 2 階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

令和8年度第1回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：令和8年8月6日（木）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時00分

場所：太子町庁舎議会棟2階 常任委員会室

2. 報告事項

令和7年度太子町国民健康保険特別会計決算について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：山本 順久、玉田 晶久、上岡 路明、上村 清仁、宮中 真智子、福田 幸代

欠席委員：なし

4. 事務局

副町長 榮藤 雅雄、生活福祉部長 藏屋 一彦

町民課長 村瀬 純、副課長 八木 幸司、主査 小野澤 深雪

さわやか健康課 係長 福井 敬子、保健師 中西 まきこ

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

(別紙) 協議会経過及び結果

1. 開 会
2. 副町長あいさつ 榮藤副町長
3. 会長選出 委員互選により山本委員を会長に選出
4. 会長あいさつ 山本会長
5. 会議録署名委員の指名 会長が上岡委員と玉田委員を指名
6. 報告事項

令和7年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

八木副課長： ≪令和7年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算 総括表について説明≫

八木副課長： ≪令和7年度国民健康保険事業報告 制度の概要について説明≫

八木副課長： ≪令和7年度国民健康保険事業報告 事業内容について説明≫

山本会長：先ほどの説明について、何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

玉田委員：何点か確認をさせていただきたいのですが、まずは資料5 ページ(4) 基金の状況について、令和7年度の受入額として26,796,002 円が計上されており、決算書で言いますと19 ページ款5 項1 目1 財政調整基金積立金の当初予算1,000 円が補正にて増額され、先ほどの額が計算されているように見えますが、どのような経緯で補正に至ったのかご説明いただきたい。

八木副課長：決算書よりご説明いたします。まず、基金積立金が増えた理由としましては、納付金が減ったこと、交付金が増えたこと、保険税の歳入が増えたことにあります。歳入においては、5 ページ一般保険者の国民健康保険税額を補正予算にて3,100 万円増額しております。また、7 ページの保険給費等交付金の特別交付金が予算額と比較して決算額が400 万円ほど増額、一般会計繰入金につきまして、繰入金額が600 万円弱増額しております。一方、基金繰入金については、当初900 万円で組んでおりましたが補正にてゼロにしております。歳出においては、13 ページの保険給付費にて2,600 万円の減額があるのですが、この部分は歳入の保険給付費等交付金の普通交付金で同額を減らしていますので影響はありません。歳入が当初予算から増えたことに伴い、最終的に歳入が多い状況となったため、取り崩しではなく積み立てる結果となっております。

玉田委員：この基金について、以前にも2 億円程度の額が必要である旨の説明を受けたのですが、基金を置いておく理由について、町単独での支出が必要となった場合に備えて、速やかに対応するためとの認識ですが、正しいでしょうか。

八木副課長：はい。

玉田委員：令和9 年度には県下統一の保険料となる予定ですが、この基金については町単独の運用時と同様に、2 億円置いておく必要がありますか。

八木副課長：県から提示された納付金の過不足の調整が必要で、単年度での歳入歳出の赤字・黒字の調整について、財政調整基金を活用して構わないとされています。ただし、財政調整基金がない場合であれば、県から貸し付けを受けることも可能です。貸

し付けを受ける場合の手続きの煩雑さを考慮し、令和9年度以降も財政調整基金による赤字・黒字の調整を継続していきます。また、納付金に関しては新たに清算制度ができる予定であるため、納付金の額による赤字・黒字に左右されない運営が可能となる見込みです。

玉田委員：やはり基金の額は2億円必要ですか。

八木副課長：2億円という額が多いか少ないかという点においては、同規模の自治体と比較した場合、例えば稲美町、播磨町、猪名川町などが人口規模3万人前後の団体となりますが、保有している基金の額はそれぞれ異なっておりまして、太子町と同程度の団体もあれば9億円ほどの額の団体もございます。基金については、多すぎではいけないですが、少なすぎでも心許ないため、これまで2億円とご説明しております。

玉田委員：国保の場合は社会保険と異なり、使用者からの補填がないという点において、非常に割高に感じるのですが、保険料が高い大阪府で、能勢町が3・4年前に基金を使って独自で医療費を商品券で還元する施策を行った記憶があり、そういう何らかの形で組合員に還元する方法もあると思うのですが、冒頭に副町長から令和9年度以降は町独自の施策が打てなくなるといった言質もあり、その点についてどのようにお考えですか。

八木副課長：一昨年も同様の質問をいただいており、給付的な措置については考えていないとお答えしましたが、国保の被保険者およそ5,000人に対し基金を活用した何かをできるとしても大きな額を使用することはできないため、以前と同じく、保健事業以外のそういったことは考えていないという回答となります。

玉田委員：次に資料6ページ(3)収納状況についてですが、令和3年から6年まで現年度の収納率が94%程度で推移していたものが、令和7年度で92.8%に下がっているのですが、保険税が払いにくい人が増えたという理解でよろしいですか。

八木副課長：当然収納対策は今後強化しなければならないのですが、兵庫県下の各市町にも令和7年度の収納状況について確認をしたところ、全市町からの回答は得られてはおりませんが、下がったとの回答が多かったです。なぜ下がったかという点において、何点か挙げるとすれば、まず、短期証の廃止により、滞納者との折衝の機会が減ったことが考えられます。以前は滞納者の保険証について、滞納額や支払額に応じて1ヵ月証や2ヵ月証という短い期間の保険証を発行し分納を促していたのですが、マイナ保険証や資格確認書には短く期限を設定するという想定がされておらず、少し納めれば1年間使えるという状況があり、分納が止まってしまいう要因となっています。次に、株式の配当など、申告をすることで所得税や住民税の還付を受けることができる場合に、申告したことにより所得が上がるといった影響を考慮せず、高くなった保険料を払えず、分納や納付の遅れにつながったケースがあります。更には、昨今の物価高の影響により、生活が苦しくなり納付が困難になっているという相談も寄せられています。生活を脅かす徴収はできないため、納付が後回しとなっている方もいます。

玉田委員：この数字（収納率）は現年分という記載があるため、過去の年度分については（こちらの資料に）示されていないですが、複数年度に滞納がある方は古い年度に遡って収納となるため、例えば令和3年度などは100%に近い収納率という理解でよろしいでしょうか。

八木副課長：滞納者の中には高額滞納があり、令和3年度以前の分を分納中の方もいるので、100%ではないのですが、年々古い年度の分の収納率は当然上がっている認識です。正確な数字については資料がなくお答えできません。

玉田委員：次に資料8 ページ①後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用の推進について、令和7年3月の使用割合が92.3%で県内第2位、（以前の資料より）令和6年が88.1%で県内第5位、令和5年が85.9%で県内6位という報告を受けていたのですが、割合が上がっている理由について、先ほど先発の薬品が高くなっているため、という説明はありましたが、太子町の順位が上がっている特別な理由はあるのでしょうか。

八木副課長：後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用の推進については、全体的に使用割合が上がっているため、以前は国保事業の努力者支援制度において、取り組みが評価化されていましたが、ある一定程度浸透したという認識であるのか、現在は項目が削減されています。太子町が高い要因というのは、医師会や薬剤師会の方のお力添えに寄るものと考えます。

玉田委員：最後に、資料8 ページ②レセプト点検の強化について、レセプトの点検には1次審査・2次審査があり、その費用について毎年5～600万円の支出があるように記憶しているのですが、その審査をするのにAIを導入するなどDX化する動きがあるのかどうか、人の目による点検が必須であるのか、お聞かせ願いたいです。

八木副課長：レセプトについては医療機関からまず国保連に送られ1次審査（点検）が行われ、1次審査後、返還修正等があれば医療機関へ戻され、その後町に届き2次審査（点検）が行われます。2次審査（点検）の項目においては、遡って保険の資格が変わったなど、人の目の必要性はあります。DX化は国保連より、2次審査（点検）についてもデジタルを活用する形で一括受託についての意見照会が届いている状況です。国保連に全部委託するとなれば、県下の市町で統一した点検が行われるようになるのですが、現状、各市町での運用方法はまちまちであり、DX化についての進展は不透明な状況下にあると考えております。

山本会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。質疑が無いようでしたら、本日の次第6の報告事項については以上といたします。

事務局におかれましては、今後も健全な国保事業運営をお願いしたいと思います。続いて、次第7その他について、事務局よりお願いします。

7. その他 事務局事務連絡

8. 閉 会

この会議録が真正であることをここに署名する。

令和8年 月 日

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____